

新型コロナウイルス関連情報（6月18日）

【NY市の再開第2段階への移行に伴うビジネス関連情報】

本6月18日に発表された、再開の第2段階に関する方針は以下のとおりです。また、関連する情報は市のサイト（<https://www1.nyc.gov/nycbusiness/>）でご確認いただけます。

・6月22日（月）から第2段階へと移行する。再開する事業は以下のとおり。この結果、15万人から30万人が業務に復帰する見込み。

- オフィスワーク
- 店内での小売り
- ヘアサロン、理髪店
- 店外での飲食（アウトドア・ダイニング）
- 自動車販売、リース、営業
- 商業ビルの運営
- 不動産業、賃貸、清掃

・レストラン開店の基本原則

- 安全を徹底する
- 他者と一定の距離を確保できるようにする
- ホットライン（888-727-4692）を活用する

・レストラン開店（アウトドア・ダイニング）のためのルール

- 店先の道路（Side Walk）でサービスを提供する場合には、人が往来できるスペースを確保したうえで明示する。

- 道路上（Curb Side/Roadway）でサービスを提供する場合には、歩道との境界にバリケードやプランターを配置する。

（注）Side Walk, Curb Side に関するイメージは以下のサイトでご確認いただけます。

<https://www1.nyc.gov/html/dot/html/pedestrians/openrestaurants.shtml>

- 上記のサービスを提供するためには、自己申告形式で届出を行う必要がある。申請は市のサイト（上記URL）にて19日以降に行ってほしい。

- 広場（Plaza）でのサービス提供を希望する場合は、地区の団体及び交通局と連携して対応する。（[Email:plazas@dot.nyc.gov](mailto:plazas@dot.nyc.gov)）

- 市道の開放について、市の交通局が7月をめどに発表する。
- 酒類の提供は現行のライセンスに基づき提供を可能とする。

・事業主への支援

- 再開の第2段階に移行する事業主に200万枚のマスクを配布する。
- 事業主に个人防护具（PPE）などの販売業者を斡旋する。
- 第2段階で再開する事業主へのガイドラインを提供する。

【州政府等による措置等のポイント】

(注) 各州政府の措置等についても、できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関係する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

◎ (NY州) クオモ知事のメッセージ (6月18日)

- 昨日のウイルス検査の陽性率は州全体で0.9% (618件/6万8541件) とこれまでで最低となり、各地域の陽性率も大半が低下している。一点、セントラルNYだけが3%と増加したので追跡を実施したところ、りんご農家がりんごを加工する過程で感染が拡大したことが判明した。このように仮に陽性率が向上しても追跡することで問題に適切に対処できる。

- 再開を滞りなく進めるためには、州民一人一人による法令順守と地方自治体の取締りが重要であり、この重要性は再開が進むにつれて高まる。そこで、州民を守るために、事業者が再開のガイドラインに違反した場合に直ちに酒の販売資格を停止したり、営業を停止できる行政命令を発出する。地方自治体はしっかりと役割を果たしてほしい。

- 秋学期以降、大学において対面でのプログラムの実施を許可する。実施に際して、各大学は再開・監視・隔離・閉鎖に関する計画を立てた上でガイダンスを策定し州に提出しなくてはならない。

- 連邦政府は新型コロナウイルスへの対策を誤った。これは否定しがたい事実である。感染が拡大した当初も経済を再開しようとしたがこれは政治的な動きであって、科学・事実に基づいたものではなかった。その結果、再開がうまく管理されていない州で感染が拡大しており、米国ワシントン大学保健指標評価研究所 (IHME) による10月までの死者数の推計値は、先週は16万9890人だったものが、今週には20万1129人へと増加している。NYデータと事実に基づいた上で賢明に再開を進めていく。

◎ (NY市) デブラシオ市長のメッセージ (6月18日)

- すべての指標が順調に改善しているので、NY市は6月22日に再開の第2段階へと移行する見通しである。各事業の再開、特にレストランの再開のために具体的なルール作りを進めていく (ビジネスの再開に関する情報は別掲)。

- テナント保護のために、家賃引き上げの凍結が昨夜決定し、市内約100万件の家賃規制物件において、1年契約の家賃の引上率はゼロとなった。また、2年契約においては、1年目は引上率はゼロ、2年目の引上率は1%となった。

- プレイグラウンドも再開する。他者と一定の距離を取っているか監視員が見回り、必要に応じてマスク等を配布する。

- チームスポーツ (バスケットボール、フットボール、ソフトボール、サッカー) は引き続き禁止とする。

◎ (NJ州) マーフィー知事のメッセージ (6月18日)

- 6月29日より、ショッピングモールの再開を認める。再開に際する条件は以下のとおり。

- ・マスク等の着用義務
- ・収容率は50%まで
- ・レストランは屋外での飲食または持ち帰りのみ
- ・フードコートや共用スペース、映画館は引き続き閉鎖

- NJ州の1日の陽性率は2.94%、「実効再生産数」は0.75であり、10万人あたりの新規感染者数は全米で第38位と下がってきている。しかし、10万人あたりの入院者数は全米第5位、1日の死者数は全米第2位とトップクラス。引き続きソーシャル・ディスタンスの取組をお願いします。また、ウイルス検査を是非、自分、家族、そしてコミュニティのために受けてほしい。

◎ (フィラデルフィア市) ケニー市長のメッセージ (6月18日)

- 6月26日(金)に一部の制限を緩和し、スイミングクラブ、ヘアサロン、理髪店、スパ、25人までの宗教的な集まり、動物園の屋外部分等の再開を可能とする予定。

- また、早ければ7月3日(金)にGreenフェーズに移行することを検討している。Greenフェーズとなれば、屋外でのレクリエーションやスポーツ活動、学校や大学、図書館や博物館、ショッピングモール、50人までの小規模な屋外イベント、人数制限を設けた上での屋内席のレストラン等が再開可能となる。ただし、カジノや屋内劇場などは当面の間引き続き制限される。

- 今後、この予定通りに進めることができるかどうかは、一人ひとりが感染防止策を継続するかどうかによって左右される。引き続きソーシャル・ディスタンス等の取組を続けてほしい。

◎ (DE州) 食料品の配布について (6月22日~6月26日)

・デラウェア州地方交通局(DART)とデラウェア・フードバンクは、以下の日時・場所で食料品の配布を行います。「Stuff The Bus」と名付けられたこれらの場所では、新型コロナウイルス感染症に関する寄付も受け付けています。

6月22日(月) Safeway, 19283 Coastal Highway, Rehoboth, 9 AM - 4 PM

6月23日(火) Safeway, 190 John Hunn Brown Rd., Dover, 9 AM - 4 PM

(Corner of S. Bay Rd. at S. Little Creek Rd.)

6月24日(水) ShopRite of Four Seasons, 700 Plaza Dr., Newark, 9 AM - 4 PM

6月25日(木) ShopRite of Brandywine Commons, 1300 Rocky Run Parkway, Wilmington, 9 AM - 4 PM

6月26日(金) ShopRite of First State Plaza, 1600 W. Newport Pike, Stanton, 9 AM - 4 PM

詳細は以下のウェブサイトでご確認いただけます。

<https://news.delaware.gov/2020/06/17/dart-launches-stuff-the-bus-food-drive-to-support-food-bank-of-de-june-22-june-26/>

【感染者数等に関する情報】

6月18日現在、当館管轄内における新型コロナウイルスの感染者数及び死者数は以下のとおりです。(カッコ内は前日の数)

○ニューヨーク州：感染者数 385,760名(385,575名), 死者数 24,661名(24,629名)

・感染者数内訳(主なエリア)

ニューヨーク市：感染者数 211,260名(210,941名), 死者数 15,567名(15,552名)

NY市の内訳

クイーンズ区： 64,268名(64,176名)

ブルックリン区： 58,502名(58,386名)

ブロンクス区： 46,830名(46,778名)

マンハッタン区： 27,760名(27,708名)

スタテン島区： 13,900名(13,893名)

ナッソー郡： 41,349名(41,320名), 死者数 2,677名(2,677名)

サフォーク郡： 40,810名(40,770名), 死者数 2,010名(2,006名)

ウエストチェスター郡： 34,409名(34,385名), 死者数 1,542名(1,539名)

ロックランド郡： 13,474名(13,467名), 死者数 469名(469名)

○ニュージャージー州：感染者数 168,107名(167,703名), 死者数 12,800名(12,769名)

○ペンシルベニア州：感染者数 80,236名(79,818名), 死者数 6,361名(6,319名)

○デラウェア州：感染者数 10,499名(10,444名), 死者数 431名(426名)

○ウエストバージニア州：感染者数 2,400名(2,376名), 死者数 88名(88名)

○コネチカット州フェアフィールド郡：感染者数 16,398名(16,381名), 死者数 1,352名(1,352名)

○プエルトリコ：感染者数 6, 111名 (6, 003名), 死者数
147名 (147名)

○バージン諸島：感染者数 73名 (73名), 死者数
6名 (6名)

【新型コロナウイルス感染症オンライン勉強会関連資料】

◎6月14日に開催されたヒューストンの日本人医師の先生方を中心とするオンライン勉強会の録画動画、講師資料、参考情報などがヒューストン日本商工会の以下のサイトに掲載されましたのでご活用ください。

<https://www.jbahouston.org/covid19part2>

なお、録画動画を視聴された方は、以下アンケートへの回答にご協力ください(所要3分)。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/hut/0614questionnaire>

【ビジネス関連情報】

◎各州等のビジネス関連情報は以下をご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/covid19-sb.html>

【領事窓口業務の一時的変更及び予約制の導入のお知らせ】

◎当館は以下のとおり領事窓口時間を変更するとともに、予約制を導入しています。ご来館予定の方におかれては、事前の予約をお願い申し上げます。また、当館にご来館される際にはマスクの着用をお願いします。

1 領事窓口の業務日

月曜日、火曜日、水曜日、金曜日(除、休館日)

2 受付時間

09:30～13:00

(ビザ(査証)申請受付:12:00～13:00)

3 予約方法・電話番号

以下の予約専用電話番号にお電話の上、予約をお願いします。なお、電子メール等による予約は受け付けておりません。

予約専用電話番号: (212) 371-8222 内線486 (代表電話につながり次第内線486を押してください。)

予約受付時間: 月曜日～金曜日の09:30～16:00(除、休館日)

注:4週間分の予約を受け付けております。

現在、予約受付については午前中にお電話が集中し、午後は比較的少ない傾向にあります。また、予約電話で対応中は、お電話をいただいても呼び出し音が鳴り続ける状態となるため、このような場合には時間を改めておかけ直しいただきますようお願いいたします。詳細は

以下リンク先をご参照ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/1/01.html>

◎当館ホームページ上に新型コロナウイルス関連情報のページを作成しております。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

ご不明な点ありましたら当館までご連絡をいただきますようお願いいたします。(電話：212-371-8222)

【医療関係情報】

◎CDC はホームページ上で新型コロナウイルスの典型的症状として「熱，咳，息切れ」を挙げています。これらの症状があり，感染が疑われる場合は医療機関に電話で相談をした上で，医療機関の指示に従って受診してください（特定の医療機関がない場合には地元保健当局等（NY 市の場合は 311）に電話してください）。

CDC ホームページ：<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-nCoV/index.html>

・新型コロナウイルスに関する予防措置については以下のサイトをご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

・ニューヨーク市作成の新型コロナウイルスに関するファクトシート（発症した場合等の対応が日本語で記載されています）。

<https://www1.nyc.gov/assets/doh/downloads/pdf/imm/coronavirus-factsheet-jp.pdf>

■ 本お知らせは，安全対策に関する情報を含むため，在留届への電子アドレス登録者，「緊急メール／総領事館からのお知らせ」登録者，外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者に配信しています（本お知らせに関しては，配信停止を承れませんのでご了承願います）。

■ 本お知らせは，ご本人にとどまらず，家族内，組織内で共有いただくとともに知り合いの方にもお伝えいただきますようご協力のほどよろしく願いいたします。

■ 在留届，帰国・転出等の届出を励行願います。

緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。

以下のURLをご参照ください。

<http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/b/02.html>

■ 在ニューヨーク日本国総領事館

299 Park Avenue, 18th Floor, New York, NY 10171

TEL: (212)-371-8222

HP: <http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/>

facebook: <https://www.facebook.com/JapanConsNY/>
